

史跡御所山古墳隣接地の調査と史跡の保護

藤野 好博

1. はじめに

福岡県京都郡苅田町には、昭和 11 年（1936）に国史跡に指定された「史跡御所山古墳」が所在し、近年、2～3 年に 1 度の頻度で、追加指定の意見具申をしている。

その原因として、史跡の本質的な範囲が指定地の外側に広がる実態があり、背景としては、史跡指定から約 75 年以上が経ち、土地区画整理事業による社会環境の変化、世代交代に伴う住宅建替えなど住環境の変化、多発する豪雨災害をはじめとする自然環境の変化など、史跡を取り巻く環境が大きく変わっていることが挙げられる。

その結果、史跡隣接地での文化財保護法第 93 条に基づく届出に伴う、試掘・確認調査や工事立会調査など埋蔵文化財調査の件数増加、事業者との協議・調整の長期化などの事態を招いており、その対応に追われることが大きな課題となっている。

この課題は、文化財保護法制定以前、史蹟名勝天然記念物保存法による国の史跡指定を受けた 100m を超える大型古墳が置かれている状況として、学術的な評価に基づいた史跡指定でありつつも、近代日本における国家戦略として古墳が国家の威信財に位置付けられた背景を考えると（尾谷 2014）、全国的に共通すると思われるため、史跡御所山古墳における史跡保護の事例を紹介したい⁽¹⁾。

2. 史跡御所山古墳の概要

(1) 立地

史跡御所山古墳が所在する苅田町は、福岡県北東部に位置し、瀬戸内海を介して近畿地方と九州地方を繋ぐ玄関口にあたり、近畿地方から九州地方を経て朝鮮半島へと向かう海上交通の要衝にあたる。

苅田町の地形は、標高 400m 程の山地から派生する丘陵が海浜に向かってのび、丘陵間には谷底低地が形成される。町域南限に所在する

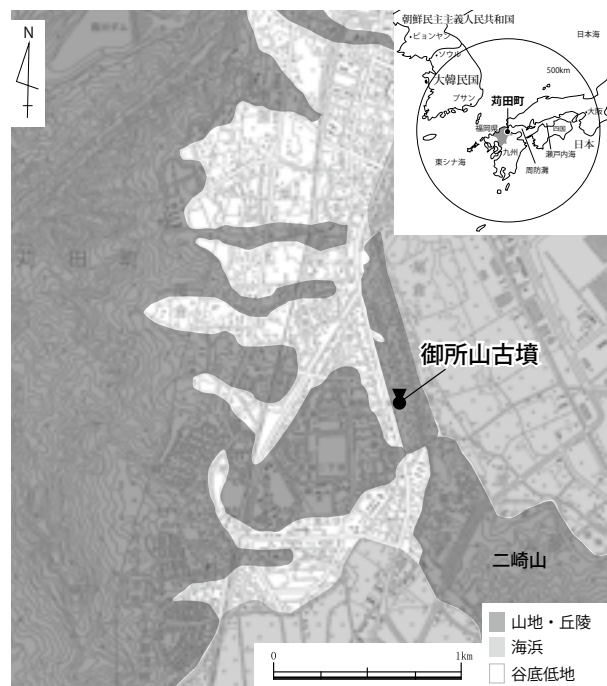


図 1 御所山古墳周辺地形復元図（1/40,000）
国土地理院地形図に加筆



図2 御所山古墳 空中写真（北側上空より）

標高 129m の二崎山が海浜に沿って突き出し、海岸線が弧状に走る遠浅の海浜が広がる。

御所山古墳は二崎山から海岸線に沿って北に延びる、標高約 10m の丘陵上に所在する。現在は埋め立てのために海岸線が著しく沖へ移っているものの、築造当時は、丘陵裾東側には海岸線が走り、西側には谷底低地が広がっており、周防灘に沿って突き出す丘陵上に立地していたと考えられる（図 1・2）。

「海上から目視可能な交通の要衝」に築造された前方後円墳については「海浜型前方後円墳」に分類され、御所山古墳は「広大な沖積地と河川・可耕地を伴わない」海浜に面する丘陵に立地することが指摘されており、その上で、被葬者像として、中央と地方とをつなぐ立場にある中央からきた人物や対外的な海上交通を担った人物が想定されている（広瀬 2015）。

（2）指定の経緯

御所山古墳は、明治 21 年（1888）、坪井正五郎によって、聞き取り調査や主体部の調査がおこなわれ、埋葬施設の模式図とともに、主体部内部には「朱」が塗布されていること、馬具や管玉などの副葬品が確認されたこと、また、古墳の規模や形状においては、「高さハ三間余南北の長さハ三十五六間（中略）築き山全体の形ハ瓢形で本社の有るのハ小さい圓の方、拝殿の有るのハ大きい圓の方、山の周囲にハ空堀が存して居ります」と報告された（図 3）（坪井 1889）。この報告を基に、初期横穴式石室であることや、築造時期は 5 世紀後半に比定されることが指摘されている（石山 編 1976）。また、石室の模式図からすると、石室の形態としては筑後や肥前の石室形態と類することから、被葬者像として、在地豪族で、中央との結びつきが強く、筑紫政権とも関わりを持つ武人的性格の人物が想定されている（宇野 2006）。

大正年間には、島田寅次郎が踏査を実施し、周濠付近を実測して墳丘の見取り図を作成し、古墳の規模・形状について「前方後円墳にして周囲には湟を遶らし（中略）塚の大きさは長約七十一間」と報告されており、また、「中央部括れたる部には左右に小圓丘の造り出し」があることや「葺石」や「墳輪圓筒の圍繞」についても報告されている（図 4）（福岡県 1925）。大正 15 年（1926）には、福岡県により、「県内において由緒ある史跡にして其の構造もまた代表的巨墳」との評価とともに、「漸次破損を来し放任致し難し」との理由のため、史蹟名勝天然記念物保存法により仮指定された。その後、酒造所「増田酒店」をはじめとした地元有志による発掘調査要請・本指定の早急実現に係る陳情があり、昭和 8 年（1933）には、関係資料として「御所山平面図」を添付して、指定申請書を提出している（図 5）（苅田町教育委員会 2023）。それを受けて、昭和 10 年（1935）には、当時、文部省の史跡調査委員であった黑板勝美による現地調査がおこなわれ、公会堂の撤去など条件の下、仮指定範囲に後円部西側周濠の一部を加えた範囲が昭和 11 年 9 月 3 日に史跡として国の本指定を受けた。指



図3 明治21年(1888)石室内模式図
(坪井正五郎1889より転載・一部改変)

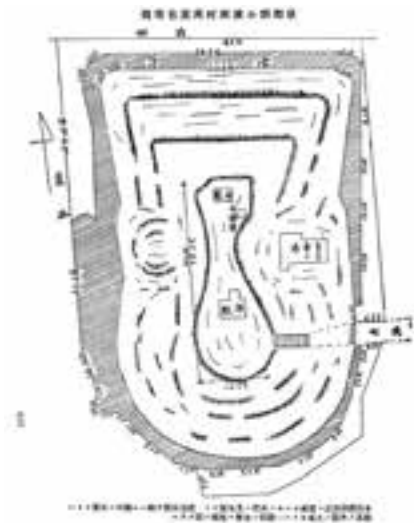


図4 大正14年(1925)
「京都郡小波瀬村與原古墳図」
(福岡県1925より転載・一部改変)

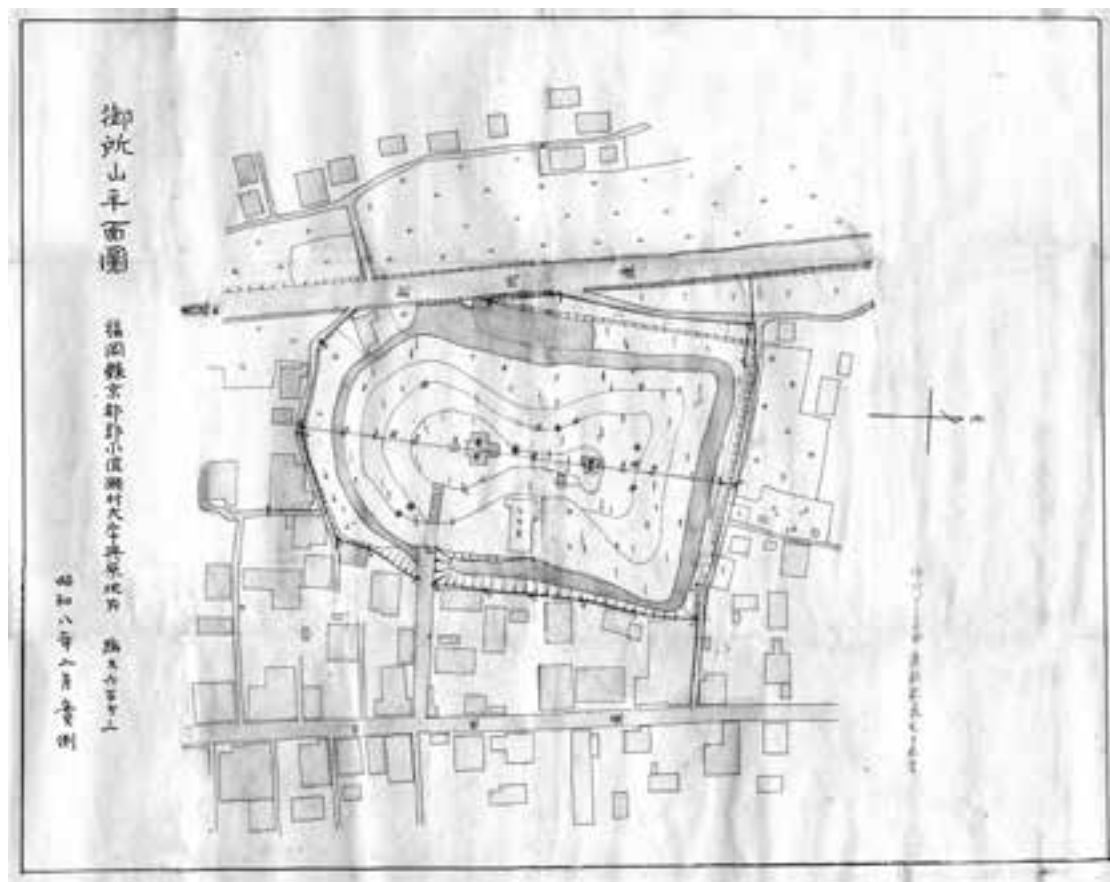


図5 昭和8年(1933)「御所山平面図」



図6 昭和51年(1976)「御所山古墳指定・管理・復元計画図」(石山 編 1976より転載・一部改変)



図7 平成20年(2008)「御所山古墳実測図」
(荻田町教育委員会 2008)

定の通知文には、古墳の規模について、「前方後円型にして主軸長 365 尺、前方高 42 尺 2 寸後円高 37 尺 1 寸」と記されている。なお、その翌月 6 日に旧小波瀬村（現荻田町）が管理団体の指定を受けている。

(3) 史跡指定後の保存の経過

荻田町では、戦前から港湾を中心とした工業開発が進んでおり、昭和 31 年（1956）には九州電力荻田発電所が稼働した。それ以降、埋め立てによる臨海工業地帯には各種企業が進出し、その雇用の増加に伴う土地地区画整理事業がはじまり、荻田町の社会環境が大きく変容しはじめた。人口・家屋の増加は史跡周辺にもおよび、特に生活排水処理問題による史跡地内の周濠への影響は大きく、昭和 51 年（1976）時点では、「現状のまま放置すれば、少なくとも濠辺は堆積悪泥等によって埋没し、消失する状態を現出することは容易に予測される」状況にあった（石山 編 1976）。

そのため、福岡県教育委員会（以下、福岡県）の協力を得て、御所山古墳保存管理策定委員会を設置し、御所山古墳保存管理計画策定事業を実施した。縮尺 1/300 で等高線間隔 1m の墳丘および周辺地形の測量図を作成し、後円部径 73m・前方部幅 82m・墳丘全長 118m におよぶ三段築成の前方後円墳で、円形の造出しがくびれ部から前方部にかけて両側にあることを報告した。また、「墳丘・周濠復元線」を図示した上で（図 6）、「指定地が古墳遺構を完全に包含していない」ことを課題として『史跡御所山古墳保存管理計画策定報告書』（石山 編 1976）を刊行した。

それ以降、その保存管理計画に基づいて適正な管理が図られることとなったが、結局、近年に至るまで解決されなかった、策定当時から指摘されていた「指定地が古墳遺構を完全に包含していない」ことに起因する様々な影響が蓄積し、また、豪雨災害をはじめとする自然災害による史跡への影響も強まり、史跡を保存管理する上で整備が必要な状況が生じてきた。

国指定から約 70 年、保存管理計画策定から約 30 年が経過した平成 18 年（2006）、周濠内の悪臭を放つヘドロおよび大量発生した藪蚊の解消を求めて、地元区より、御所山古墳および周辺の住環境整備に関する陳情書が提出された。それを受けて、平成 19 年（2007）より史跡御所山古墳保存整備管理計画策定委員会（現史跡御所山古墳調査指導委員会。以下、委員会）を発足させ、委員会の指導の下、文化庁・福岡県の協力を得て、調査・整備事業に着手し、平成 20 年（2008）に刊行した調査概報において、幅 10m の周堤帯の復元線と古墳北側に 2 基の陪塚の想定範囲を図示した（図 7）（苅田町教育委員会 2008）。平成 21 年（2009）には、史跡周辺一帯を含めた地形図の作成のため、縮尺 1/100 で等高線間隔 25cm の墳丘測量を実施した。また、史跡の地籍点検もおこなった結果、平成 13 年の国土調査の際に、昭和 11 年に指定された地積の多くが「錯誤」のため「書替」となり、史跡境界が「不詳」となっていた地点の存在を確認した。そのため、地権者の承諾を得て、登記上の筆界を史跡境界とし、現地においては、著しく傾いた史跡標を補修し、明らかに移動した境界標を復元した。一方で、承諾が得られなかった筆については、地籍図上と現地の史跡境界に齟齬が生じてしまうが、現地の史跡境界標を史跡境界とみなして、適正な史跡管理を図ることとした。

3. 史跡隣接地での史跡保護の取り組み

（1）史跡範囲確認調査と追加指定

史跡御所山古墳の調査・整備事業は、当初、史跡御所山古墳の史跡整備を目的とした、史跡地内の墳丘・周濠の調査を中心とした事業であったが、平成 23 年（2011）、豪雨災害を契機とした史跡隣接地の私道の崩落に伴う範囲確認調査を実施した結果、周濠掘方を検出し、その外側平坦面で埴輪片の出土を確認した。

それにより、御所山古墳東側周濠ならびに周堤帯の一部を埋め立てて宅地を造成していることが判明し、古墳の規模について、平成 21 年に実施した測量の成果も踏まえて、後円部墳丘裾径約 72.0m、前方部墳丘裾幅約 72.5m、墳丘長約 $118 + \alpha$ m に復元した（図 8）。古墳の形状は前方部・後円部ともに三段築成の前方

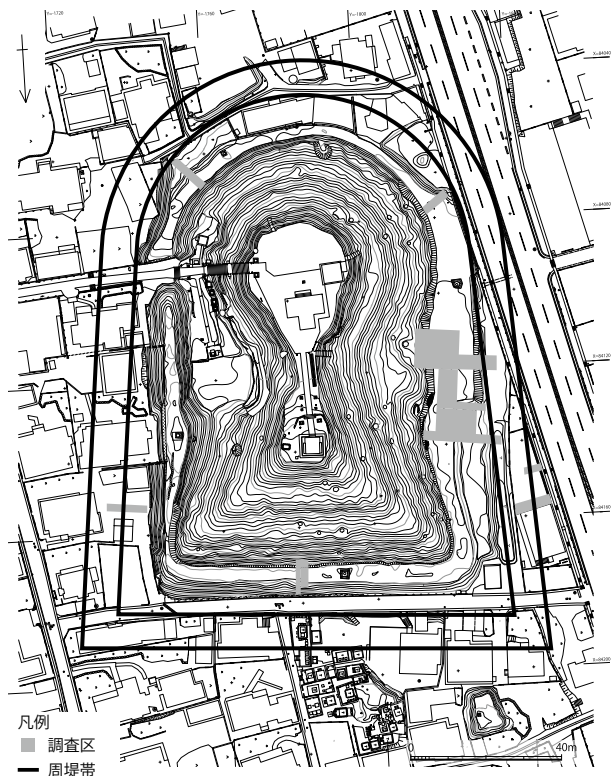


図 8 平成 24 年（2012）「御所山古墳範囲復元図」
（苅田町教育委員会 2012）

後円墳で、くびれ部に造出しを有し、墳丘を巡る周濠と周堤帯を有することを成果として報告し、出土遺物から築造時期については5世紀後半と推定した（荻田町教育委員会2012）。

その調査成果をもって、御所山古墳の周濠ならびに周堤帯が、指定されている史跡指定地の外側にも広がることが明らかとなったことから、昭和11年の史跡本指定から約75年後の平成24年9月に追加指定され、一部ではあるが、古墳を完全に内包する指定範囲に広げることができた。また、上述した地籍図上と現地との史跡境界の齟齬が解消されて、史跡境界の適正化が図られた。

（2）史跡保存管理計画の更新

平成26年（2014）、御所山古墳が立地する丘陵東側の海浜約40.4haにおよぶ土地区画整理事業に伴って、史跡周辺の住宅の建替えが急増し、再び史跡を取り巻く社会環境が大きく変化しはじめたことを受け、文化庁・福岡県・委員会からは、上述の追加指定を鑑みて、史跡隣接地の範囲確認調査を優先し、追加指定を進めるよう指導・助言を得た。

そのため、史跡隣接地での住宅の建替えに伴う範囲確認調査および追加指定が増加することを想定して、急増する業務量を整理して計画的に実施できるよう、平成26年度から史跡御所山古墳保存管

理計画策定委員会を設置し、不確定な史跡指定範囲の早期解消を最重要の課題として史跡保存管理計画の更新に着手した。まず、史跡の価値を整理して、墳丘・周濠・周堤帯など本質的な史跡の想定範囲を図示し、史跡隣接地の埋蔵文化財調査成果を加味して、近現代の宅地造成工事によって埋没している周濠および周堤帯を含む土地の筆界を境界として、第1種から第3種まで区域を設定した（図9）。

それに基づいて、現状を踏まえた適切な「保存管理の方法」や「現状変更取扱い基準等」の見直しをおこなった。また、史跡整備のための史跡地内の調査を実施しつつ、史跡隣接地においては、必要に応じて優先的に史跡の範囲確認調査をおこなえるよう、御所山古墳の周濠や周堤帯、関連遺構など史跡の本質的な価値を有する遺構が確認された地点については、地権者の承諾の下、追加指定・公有化を推進する方針を定めた。



図9 平成28年（2016）「御所山古墳区域図」
（荻田町教育委員会2016より転載・一部改変）

（３）開発工事に伴う確認調査と史跡保護

平成 28 年(2016)、史跡北側隣接地の墓地において、地元区から墓地拡張の要望を受けたため、早速、更新した保存管理計画を活用する機会を得た。地元区の墓地は、御所山古墳の推定陪塚 1 号墳が想定されており、区域図の「第 3 種区域：古墳および関連遺構が想定される範囲（追加指定の可能性がある範囲）」に該当することを地元区に説明して、墓地拡張に先立って範囲確認調査を実施する快諾を得た。

調査の結果、陪塚が想定される地元区の墓地で、墳丘盛土および墳丘を巡る周溝を検出したため（図 10・15 隣接地 T-4）、委員会より指導を受けて、その翌年、平成 29 年（2017）、古墳の形状や範囲を確認するために、墓地の隣接地において範囲確認調査を実施する運びとなった。保存管理計画を基に地権者に説明したところ、奇遇にも年内に、不動産売買のために既存住宅の解体を予定していることの情報提供があったため、地権者の承諾を得て、住宅解体後に範囲確認調査を実施した結果、墓地で確認した周溝がさらに北側に廻ることを確認した（図 11・15 隣接地 T-7）。委員会からは、形状として円墳が推定され、御所山古墳を主墳とする陪塚との評価を得て、「推定陪塚 1 号墳」から「陪塚 1 号墳」に改めた。

さらにその翌年、平成 30 年（2018）、陪塚 1 号墳の北西側、推定陪塚 2 号墳が想定されている範囲の北側隣接地にあたる約 1,780㎡において、民間企業による店舗建築を目的とした周知の埋蔵文化財包蔵地の照会があり、史跡御所山古墳保存管理区域外であったため、文化財保護法第 93 条を適用して確認調査を実施した。事業者からは、事業中止の可能性も踏まえて、既存建物の解体前に確認調査実施の要望があり、十分な面積を確保できない条件での確認調査にも関わらず、推定陪塚 2 号墳の周溝と想定される遺構を検出したことから、保存管理計画を基に、「遺構保存」の可能性も含めて事業者と協議した。協議の結果、設計上の工夫をすることで、遺構を現地に保存しつつ、事業推進の両立を図る方向性を共有できたため、既存建物の解体後に、改めて確認調査を実施する運びとなった。なお、既に現地保存する遺構を確認した範囲の建物解体作業については、万全を期して、確認調査を併せて実施することとした。調査の結果、委員会にて現地視察を受けたところ、陪塚 2 号墳の周溝であるとの評価を得たため、「推定陪塚 2 号墳」から「陪塚 2 号墳」に改め、事業者に対して遺構を現地保存するよう協力を求めた⁽²⁾。

平成 31 年（2019）5 月、事業者より店舗建築に係る工事計画が確定したとの連絡を受け、確認



図 10 隣接地 T-4 調査区北壁
土層断面観察状況（南より）



図 11 隣接地 T-7 陪塚 1 号墳
周溝検出状況（南西より）



図 12 隣接地 T-13・14 調査区空中写真
(上空より)



図 13 隣接地 T-11 調査区空中写真
(上空より)



図 14 隣接地 T-16 陪塚 2 号墳周溝検出状況
(南より)

調査成果図面を基に改めて協議をおこなった。複数回にわたる協議を重ねた結果、遺構の残存状況が良い箇所は現地に保存する前提で国費や県費の補助金を活用して範囲確認調査を実施し、既存建物に伴う攪乱などのため残存状況が悪い箇所は事業者との受託契約を締結する形で緊急発掘調査を実施することとした。(図 12・15 隣接地 T-13・14)

同月、店舗建築と同時並行で下水道敷設工事の通知があり、事前の試掘確認調査の結果、店舗建築予定地で確認した陪塚 2 号墳の周溝に続く形で溝を検出し、さらにその東側では、陪塚 1 号墳と同様の様相を呈する溝を検出した。そのため、役場の下水道工事の担当者と綿密に連絡を取りながら、工事の着工前に発掘調査の期間を確保しつつ、調査終了後は直ちに着工できるように工事の施工業者とも調整を図った。調査の結果、陪塚 1 号墳および陪塚 2 号墳の周溝を検出した。(図 15 隣接地 T-12)

さらに翌月の令和元年(2019)6月、店舗建築予定地の東側において個人住宅建築の計画があり、文化財保護法第 93 条の規定による届出があった。上述の下水道工事に伴う発掘調査で確認した陪塚 1 号墳の周溝が、同宅地内にも分布することが推定されたため、遺構の現地保存を見据えて確認調査を実施したところ、住宅建築予定箇所の手前で東側に屈曲することが明らかとなり、地権者と協議の上、盛土をした上で駐車場の下に保存した。(図 13・15 隣接地 T-11)

下水道工事と個人住宅建築に伴う埋蔵文化財調査で検出した遺構の形状・範囲・構造から、陪塚 1 号墳の前方部周溝と推定し、委員会からも、陪塚 1 号墳の墳形は円墳ではなく、前方後円墳あるいは帆立貝式古墳であるとの評価を受けた。

その後、令和 3 年(2021)には、役場の下水道工事の担当部署から情報提供があり、陪塚 2 号墳の南西側に隣接する個人住宅における設備改修工事の届出を受けた。陪塚 2 号墳の復元範囲を想定した上で、掘削幅 30cm の工事立会調査を実施した結果、陪塚 2 号墳の周溝と同様の様相を呈する溝を検出し、溝からは埴輪片が出土した。したがって、陪塚 2 号墳の周溝の南東隅および南辺に続き、隅部は確認できなかったものの、北西隅に近い箇所を確認した。(図 14・15 隣接地 T-16)

これらの史跡隣接地における開発工事に伴う確認調査や工事立会調査の結果を積み重ねることにより、史跡御所山古墳の関連遺構として陪塚2基の形状や範囲を復元した。陪塚1号墳については、隣接地T-4・6・7では現存する墳丘および後円部周溝を検出し、隣接地T-11・12では隅部を含む前方部周溝を確認したため、後円部径約16m、前方部幅約9.2m、墳丘長33m、幅約5mの周溝が巡る前方後円墳あるいは帆立貝式古墳に復元した。陪塚2号墳については、隣接地T-12～14では隅部を含む墳丘北東側周溝を検出し、隣接地T-16では墳丘南西側周溝を確認したため、一辺約21mの墳丘に幅約3.5mの周溝が巡る方墳に復元した。その成果を基に史跡御所山古墳範囲復元図を更新した（図15）（荻田町教育委員会2023）。

更新した復元図に合わせて区域図も更新するにあたって、史跡御所山古墳の本質的な価値を有する遺構として復元した陪塚2基の範囲を第2種区域（追加指定予定地）とし、その区域を含む筆の境界を第3種区域（追加指定の可能性ある範囲）の境界とした。ただし、陪塚2号墳北西隅における記録保存のための緊急発掘調査により消滅した箇所は除外した。一方で、試掘・確認調査や工事立会調査の結果から、史跡の立地や保存管理方法を検討する上で重要な、御所山古墳築造時の地形が良好に残存する箇所も把握できつつあるため、その範囲を含む筆も第3種区域に含めた（図16）（荻田町教育委員会2023）。それにより、現在は更新した区域図を基に、追加指定や買上げ事業を推進することにより、適正な史跡の管理に努めている。



図15 令和5年（2023）「御所山古墳範囲復元図」（荻田町教育委員会2023より転載・一部改変）



図16 令和5年（2023）「御所山古墳区域図」（荻田町教育委員会2023）

4. おわりに

本稿第3章第3節で取り上げた事例は、史跡御所山古墳の隣接地においてわずか4年の間に発生した事例であり、地元区墓地拡張、個人不動産売買、大企業店舗用地造成工事、町下水道敷設工事、個人専用住宅建築、個人住宅設備改修工事など、史跡隣接地で起こり得る開発工事としては、ほぼ網羅していると考えられる。

これらの開発工事に伴う確認調査の結果、御所山古墳の陪塚を確認し、史跡の価値をさらに高めることができ、また、その遺構を現地に保存することができた。さらに、史跡の本質的な価値を有する範囲を明示して、追加指定がなされることにより、不確定な史跡範囲の解消が図られ、追加指定の代替措置としての買上げ事業を推進することで、不安定な史跡の管理を安定させつつある。一般的な文化財保護行政の対応の実態ではあるが、今後の史跡保護の参考となれば幸いである。

註

- (1) 本稿は、苅田町教育委員会 2021・2023 を基に、事例紹介のため、加筆・修正した内容である。
- (2) 開発対象地約 1,780㎡の内、遺跡が確認された箇所は南端 200㎡程に限定されていたため、文化財保護法第 93 条の規定による届出については、便宜上、先行して工事着工できる箇所と、発掘調査後に着工できる箇所とに分けて提出できるよう情報提供をおこなった。

参考文献

- 石山 勲編 1976『史跡御所山古墳保存管理計画策定報告書』苅田町教育委員会
- 宇野愼敏 2006「豊前北部の首長墓の変遷」『行橋市史』行橋市
- 尾谷雅比古 2014『近代古墳保存行政の研究』思文閣
- 苅田町教育委員会 2008『国指定史跡御所山古墳―第1次調査・2007年度分の調査概報Ⅰ―』
- 苅田町教育委員会 2012『苅田町 町内遺跡確認調査概報―史跡御所山古墳発掘調査概報2―』
- 苅田町教育委員会 2016『史跡御所山古墳保存管理計画』
- 苅田町教育委員会 2021『国指定史跡御所山古墳調査概報3―平成28・29・31年度町内遺跡範囲確認調査概報―』
- 苅田町教育委員会 2023『国指定史跡御所山古墳調査概報4―平成26・30年度、令和4年度町内遺跡範囲確認調査概報―』
- 坪井正五郎 1889「豊前国京都郡與原村の古墳」『東京地学協会報告』第10年第10号東京地学協会
- 広瀬和雄 2015「第Ⅰ部 海浜型前方後円墳を考える」『海浜型前方後円墳の時代』公益財団法人かながわ考古学財団編 同成社
- 福岡県 1925「(丁) 由緒ありと思はるゝ古墳(イ) 與原古墳(御所山古墳)」『史蹟 名勝天然紀念物調査報告書』第一輯 福岡県文化財資料集刊行会 1967 覆刻版所収